

# 教育委員会会議提出議案

第59号

福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び  
監督に関する規則を廃止する規則の制定について

このことを、別案のとおり提出する。

令和8年3月13日

教 育 長

(理由)

公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の制定により、公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）の規定に基づく公益信託に関する制度が廃止されたことに伴い、規則を廃止するものである。

## 福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則の制定について（概要）

### 1 制定理由

公益信託に関する法律（令和6年法律第30号。以下「新公益信託法」という。）の制定により、公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）の規定に基づく公益信託に関する制度（主務官庁制）が廃止され、同法の規定による公益信託の引受けの許可及び監督の根拠がなくなったため、規則を廃止するものである。

### 2 施行期日

令和8年4月1日

### 3 その他

規則廃止後における新公益信託法施行前に効力が生じた公益信託の業務の監督については、新公益信託法附則第2条第2項及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第2条の規定により、なお従前の例によることとされており、当該規則も包括的に経過措置が適用される。

福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則を制定し、ここに公布する。

令和 年 月 日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第 号

福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則

福岡県教育委員会の主管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和五十五年福岡県教育委員会規則第十号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。